# 地方独立行政法人府中市病院機構

# 第4期中期計画(案)

(令和6年度~令和9年度)

## 前文

- 第1 中期計画の期間
- 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
  - 1 病院それぞれの役割に応じた医療機能の確保と連携の強化
  - 2 市の施策との連携及び医療提供体制の確保
- 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項
  - 1 医師・看護師をはじめとした人材の確保
  - 2 市民から選ばれる病院づくり
  - 3 法人運営管理体制の確立
  - 4 医療機能や連携の強化等に係る数値目標の設定
- 第4 財務内容の改善に関する事項
  - 1 経営機能の強化による自立した病院運営
  - 2 計画的な設備投資
- 第5 その他業務運営に関する重要事項
  - 1 地方独立行政法人化による病院運営改善の検証
  - 2 その他の事項に係る数値目標の設定
- 第6 予算、収支計画及び資金計画(令和6年度~令和9年度)
  - 1 予算
  - 2 収支計画
  - 3 資金計画
- 第7 短期借入金の限度額
- 第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
- 第9 剰余金の使涂
- 第10 料金に関する事項
  - 1 料金
  - 2 料金の減免
- 第11 地方独立行政法人府中市病院機構の業務運営等に関する規則で定める業務運 営に関する事項
  - 1 施設及び設備に関する計画(令和6年度~令和9年度)
  - 2 人事に関する計画
  - 3 中期目標の期間を超える債務負担
  - 4 積立金の処分に関する計画

地方独立行政法人府中市病院機構(以下「法人」という。)が運営する府中市民病院 と府中北市民病院は、福山・府中二次保健医療圏の北部に位置する府中市南部及び北部 をそれぞれの診療圏域として、公的病院としての役割を担っています。

平成24年4月1日に法人が設立されてから、第1期中期計画では、深刻な医師不足の中にあって、府中市内に必要な医療を提供する二つの診療拠点を守りつつ、病院事業の継続性、確実性を図り、経営の安定を目指しました。府中市民病院及び府中北市民病院(以下「両病院」という。)の存続による医療機能の確保という、法人設立の大きな目的の一つは達成されました。平成28年度からの第2期中期計画では、建て替えが完了した府中市民病院、新たな事業に取り組んだ府中北市民病院が、それぞれの機能を発揮することで経営の安定を目指しました。平成29年度決算では、法人設立初年度以来の黒字化を達成しました。経営成績について市は、法人に対して市が病院事業に必要な繰入金を負担したうえで、毎年度経常収支比率100%以上を達成するよう求めています。令和2年度からの第3期中期計画期間では、コロナ禍に直面する公的病院としての役割を積極的に果たしつつ、令和2年度96.9%、令和3年度102.6%、令和4年度99.8%と目標達成に近い経営成績をおさめました。しかし、一方で電気料金や物価の高騰を主な理由として財務面での不安要素が増しています。

令和6年度からの第4期中期計画を策定するにあたり、コロナ禍で分かりづらくなっていた地域の医療需要の減少傾向も、その収支計画に大きな影響を与えています。特に府中北市民病院では、病院の医療機能に変更がないにも関わらず外来患者が減少傾向にあり、さらに入院患者の減少による減収が顕著で、令和5年度は収支計画の達成が困難になる見通しになっています。

国においては、全国の公立病院は令和5年度中に公立病院経営強化プラン(以下「経営強化プラン」という。)を策定し、地域医療構想を踏まえた各病院の果たすべき役割・機能及び病院間の機能分化・連携強化策をまとめ、持続可能な病院経営を可能とすべく経営強化の取組を推進するよう求めています。法人においては、この第4期中期計画をもって「経営強化プラン」とします。

第4期中期計画では、救急医療体制の維持や災害・感染症などに対する取組を通じて市民の安心を守る医療機能の確保を行います。また、人材の確保や育成、サイバーセキュリティの強化により法人運営管理体制の確立を目指すとともに、両病院がそれぞれの診療圏域における医療需要の動向に対応しながら、地域の医療提供体制を維持・向上することで、経常収支比率 100%以上を目標に財務面の改善に努めます。

## 第1 中期計画の期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間とします。

## 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 1 病院それぞれの役割に応じた医療機能の確保と連携の強化
  - (1) 病院それぞれの役割・機能の明確化

法人が運営する府中市民病院と府中北市民病院は、それぞれの診療圏域における公的病院の役割として、地域全体としての持続可能な医療提供体制の確保に努めるため、地域に必要な病床、診療科を維持しつつ民間で十分提供できない医療を積極的に行います。

なお、精神科医療については、府中市民病院は府中市立湯が丘病院(以下「湯が 丘病院」という。)からの医師派遣により原則再診患者を診療しており、府中北市 民病院では湯が丘病院患者の他科対診(内科・整形外科・検査等)を積極的に受け 入れるなどしています。

こうした市内の診療体制を維持するべく、引き続き密接な連携体制の継続に努めます。

## ① 府中市民病院の概要

機能	概要	令和4年度実	績
診療圏域	府中市南部		
3 病棟 150 床	一般病床 50 床	病床利用率	83.1%
	(急性期)	1日最大利用数	48 床
	地域包括ケア病床 50 床	病床利用率	76.7%
	(回復期)		
	(新興感染症病床 6 床)	1日最大利用数	47 床
	療養病床 50 床	病床利用率	78.3%
	(慢性期)	1日最大利用数	47 床
二次救急輪番制病院	福山·府中二次保健医療圈	当番日(府中地区)	182 日
へき地医療拠点病院	巡回診療	延べ受診者数	250 人
	(毎月2地区巡回)		
診療科	内科(外来週5日)	JJ	20,728 人
	外科(外来週4日)	JJ	2,485 人
	整形外科(外来週5日)	"	16,642 人
	リハビリテーション科		
	婦人科(外来週5日)	延べ受診者数	2,327 人

	小児科(外来週5日)	II .	3,940 人
	耳鼻咽喉科(外来週5日)	II	1,905 人
	泌尿器科(外来週5日)	II	2,893 人
	眼科(外来週1日)	II	786 人
	精神科(外来週2日)	"	4,092 人
	麻酔救急科		
透析室	24 床 (感染 2 床)	延べ受診者数	10,190人
	(2 クール週 6 日)		
健診	人間ドック、特定健診、がん	ん検診(延受診者数)	2,067 人
訪問看護ステーション	訪問看護(府中市南部)	延べ訪問回数	3,200 回
	訪問リハビリ (府中市南部)	II	2,022 回

# ② 府中北市民病院の概要

機能	概要	令和4年度実	養績
診療圏域	府中市北部		
1 病棟 60 床	地域包括ケア病床 60 床	病床利用率	55.2%
	(回復期)		
	(新興感染症病床4床)	1日最大利用数	48
救急告示医療機関	福山・府中二次保健医療圏	(府中地区)	365 日
診療科	内科(外来週5日)	延べ受診者数	16,992 人
	外科(外来週3日)	"	2,846 人
	整形外科(外来週5日) "		6,826 人
	リハビリテーション科		
	婦人科(外来週2日)	延べ受診者数	319 人
	小児科(外来週2日)	"	365 人
	耳鼻咽喉科(外来週1日)	"	1,945 人
	泌尿器科(外来週1日)	"	1,026 人
	眼科(外来週1日)	"	457 人
	皮膚科(外来週1日)	"	1,600 人
透析室	9床(1クール週6日)	"	2,812 人
健診	人間ドック、特定健診、がん	ん検診(延受診者数)	642 人
訪問看護ステーション	府中市北部	延べ訪問回数	2,381 回
訪問介護事業所	府中市北部	"	4,042 回
通所リハビリ	府中市北部	延べ通所者数	2,113 人
サ高住	全17室	契約室数	16 室

	(市借上分含む)	
	(11) 16 - 27 16 07	

# ③ 診療圏域における人口

		令和5年4月1日現在
人口   府中市南部		32, 367 人
小 中 山 用 司	高齢化率	37.4%
府中市北部	人口	3,959 人
小小十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	高齢化率	47.6%

※府中市南部は上下町を除く府中市。府中市北部は上下町。

## ④ 患者数の推移

計画時とほぼ同様の診療体制となった令和元年度以降の推移

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
<b>萨</b> 山本民	外来 (1日)	289.1人	247.0 人	264.6 人	271.6 人
府中市民病院	入院 (1日)	111.2人	120.0 人	115.0 人	119.0 人
府中北市民病院	外来 (1日)	170.8人	157.5 人	175.0 人	154.4 人
	入院(1日)	42.0 人	38.6人	36.7人	33.1 人

## ⑤ 両病院の役割と機能

次の役割と機能の維持・確保に努めます。

病院名	府中市民病院	府中北市民病院
診療科目	11 科 (現行診療科目を維持) ※地域に不足する診療科や保健事業等に必要な診療科の確保・充実に向け、更なる医師確保対策に努める。	10 科(現行診療科目を維持)
	【救急】	【救急】
	救急告示医療機関	救急告示医療機関
	病院群輪番制病院(二次、府中地区)	救急病院 (二次、府中地区)
	休日当番医(初期、地区医師会)	休日当番医(初期、地区医師会)
	【へき地医療】	_
主な役割・機能	へき地医療拠点病院	
	巡回診療(久佐、協和両地区)	
	府中北市民病院への診療支援	
	【在宅医療】	【在宅医療等】
	訪問診療	在宅療養支援病院
	訪問看護ステーション「あゆみ」	訪問診療
		訪問看護ステーション
		訪問介護事業所「ささえ」

	_	【併設施設】
		サービス付き高齢者向け住宅
		「シルベスト」
令和7年度	150 床	60 床
病床数	(一般病床 50 床、地域包括ケア病床	(地域包括ケア病床 60 床)
	50 床、療養病床 50 床)	
令和9年度	同上	同上
病床数		

なお、病院の経営努力や市の負担をもってしても、財務内容の改善等に関する 目標の達成が困難な場合は、各診療圏域の医療需要に応じた医療提供体制とすべ く、市と協力して必要な役割や機能等の再検討を行います。

## (2) 病院ごとの実情に即した連携の強化

両病院間の距離は約30km、車での移動時間は約40分、府中市の南部と北部に離れているため、日常的な医療連携は距離的にも移動時間的にもそれぞれの診療圏域の医療機関と連携しています。両病院は、それぞれの診療圏域における地域完結型の医療提供体制の維持に努めます。

#### ① 府中市民病院

府中市民病院は、府中地区医師会圏域の医療連携により地域完結型の医療提供体制の維持に努めます。また、地域で完結できない医療については、福山・府中 二次保健医療圏域内の医療機関との連携により確保に努めます。

#### ② 府中北市民病院

府中北市民病院は、福山・府中二次保健医療圏の北部に位置しているため圏域 外の備北及び尾三圏域の医療機関との連携により、地域の医療を支えます。

## 2 市の施策との連携及び医療提供体制の確保

#### (1) 健康寿命の延伸に向けた疾病予防の推進

両病院は、市が実施する生涯を通じた市民の健康づくりのための各事業に、積極的に協力するとともに認知症予防を含む対策に取り組みます。また、健診受診者の拡大に対応するため、実施体制の充実に努めます。

## (2) 市民の安心を守る医療提供体制の確保

## ① 救急医療対策

両病院は、公的病院の役割として、救急医療体制の維持に努めるとともに、二次

保健医療圏域内の消防、各市町及び関係機関で取り組む救急車の適正利用に関する啓発をはじめとした救急医療体制の維持に資する取組にも積極的に協力します。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
救急車受入件数	府中市民病院	326	488	506	570
(年度、件)	府中北市民病院	69	169	207	232

府中市民病院 救急告示医療機関、二次救急輪番制病院 府中北市民病院 救急告示医療機関

## ② 災害時における医療対策

両病院は、事業継続計画(BCP)等に基づく訓練を毎年度必ず実施するとと もに、非常時の医療提供並びに患者及び職員等の健康保持のために必要な食糧や 資器材の備蓄に努めます。

## ③ 感染症等に対する医療対策

府中市民病院は、平時から新興感染症等の感染拡大に備え専用病床に転用可能な病床6床を確保しています。また、感染症外来に対応するため、専用のコンテナを常設しています。公的病院として、福山・府中二次保健医療圏における感染症対策に率先して参加します。

府中北市民病院は、平時から新興感染症等の感染拡大に備え専用病床に転用 可能な病床4床を確保しています。上下地域唯一の病院として、近隣の医療機関 と連携しながら、地域住民の感染症対策に取り組みます。

なお、両病院とも感染防護具等の備蓄を行うとともに院内感染対策委員会に おいて平時から感染対策を徹底します。また、病院の備蓄資器材だけで十分に対 応できない場合は市の備蓄資器材を活用するなど、市と連携して取り組みます。

## ④ へき地の医療対策

府中市民病院は、へき地医療拠点病院として準無医地区の久佐地区及び協和 地区への巡回診療を継続します。また、現在週1日行っている府中北市民病院へ の診療支援の継続など、上下地域における医療提供体制の維持に努めます。

## ⑤ 周産期医療対策、小児医療対策

両病院での婦人科及び小児科の外来診療、並びに婦人科検診を継続するとともに、医師確保に係る市の補助制度を活用するなどし、必要な医師の確保に引き続き粘り強く取り組みます。

## ⑥ 在宅医療と介護等の連携体制

両病院とも地域包括支援センター及び関係する医療・介護・福祉施設等と密に 連携し、地域包括ケアシステムの中で病院としての役割を担います。

府中市民病院は併設する地域包括支援センターのサブセンターと連携した患

者支援を行います。

府中北市民病院のサービス付き高齢者向け住宅は、日中の生活相談や安否確認ができる住居として、地域住民の需要に応えます。

## (7) 地域包括ケアシステムの構築

両病院は地域包括ケア病床を活用し、地域の医療機関を通じた速やかな診療と、退院後の在宅での生活を見据えた支援が行えるよう体制を維持します。

また、訪問診療・訪問看護・訪問リハ等の在宅医療機能の充実に努めるとともに地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等との連携、府中北市民病院の在宅療養支援病院としての機能を継続することで、市民が住み慣れた地域で長く生活できるよう地域包括ケアシステムの構築に努めます。

## (3) ICT 技術の活用促進

医療の質、患者利便性向上のためオンライン資格確認の利用促進をはじめ、デジタル化技術を活用したサービスの提供や効率化に向けて、地域と患者に見合ったオンライン診療の拡大、電子カルテ情報を基礎に病院経営の効率化に努めます。

## 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- 1 医師・看護師をはじめとした人材の確保
- (1) 適正な医療・介護人材の確保

両病院の機能や役割を果たすために必要な人材については、医療需要に対応した 適正な職員数の確保に努めます。また、病院機構全体のみならず近隣病院との派遣 協定を締結するなど、効率的な配置調整を行います。

特に医師の確保については、大学への派遣要請に加えて広島県地域医療支援センターとの連携による地域枠医師等の確保や、専攻医研修プログラムに参加している病院からの専攻医確保等を積極的に行い、市内でより多くの症例や手術の取扱いが可能となるよう体制の整備に努めます。また、府中北市民病院においては、令和5年度に初めて広島県から自治医科大学卒業医師の派遣を受けることができましたが、現状(令和5年度3人)より常勤医師が減少すると病床の維持が困難になることから、広島県をはじめとした関係機関に対し、市と協力して医師派遣の継続を要請していきます。

## (2) 働き方改革への対応

令和4年度に導入した就労管理システムにより職員の労働時間を適正に管理しています。全職種、職場において、タスクシフト・業務分担の見直し等の取り組みを継続し、長時間勤務にならないよう努めます。

また、医師の働き方改革について、両院とも時間外の上限水準はA水準となって

おり、宿日直許可も受けていますが、非常勤医師の派遣元医療機関の状況によって は現在の医療提供体制を維持できない可能性もあることから、関係機関と連携し現 状以上の医療提供が確保できるよう努めます。

(3) 意欲的に働くことができる、働きやすい職場環境づくり 定期的に、ハラスメント調査や職員満足度調査を実施することで、職員が働きや すい職場環境づくりに積極的に取り組みます。

## 2 市民から選ばれる病院づくり

#### (1) 患者サービスの向上

両病院で患者満足度調査を毎年度実施するとともに意見箱等を活用して、患者ニーズや不満を把握することにより、必要な改善策を講じます。

また、具体的な事案についての振り返りと検証結果を基に改善を行います。

こうした取組により、入院患者の療養環境の改善と職員の接遇力向上に努め、病院を利用する方の満足度向上を図ります。

## (2) より積極的な情報発信

病院機構及び両病院からの情報発信については、便利で分かりやすく、市民がより関心を持つ内容となるよう工夫するとともに、診療内容や治療実績など受診につながる情報の提供に努めます。

また、第4期中期計画と取組結果及び計画の見直しを行った場合は、地域住民への 理解と周知のためホームページ及び市広報紙などで分かり易く公表します。

#### (3) 医療安全対策の徹底

定期的な研修や事例検証等により職員の医療安全に対する知識向上に努め、積極 的かつ組織的に医療安全対策を実施し、安全安心な医療の提供に努めます。

## 3 法人運営管理体制の確立

#### (1) コンプライアンスの遵守

全役職員に関係法令に対する正しい知識を浸透させ、法令を遵守し公平性・透明性を確保した業務運営に努めます。

## (2) 病院経営の強化及び病院機構の組織運営の安定化

病院経営に関する優れた専門知識を有する人材を適切に確保・育成し、職員のコスト意識の向上を図ることで収益性の向上と経費の削減に向けた取組の強化を行います。

これにより病院経営を強化するとともに、病院機構全体の組織運営の安定化を図ることで持続可能な医療提供体制の確保に努めます。

## (3) 個人情報の保護及びサイバーセキュリティ対策の強化

個人情報の取扱いに際しては個人情報保護法をはじめとする関係法令に準拠し適切に対処します。

また、サイバーセキュリティ対策について「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に基づき、必要な対策に努めます。

## 4 医療機能や連携の強化等に係る数値目標の設定

## (1) 医療機能に係るもの

		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		実績	17年0千度	17年17年及	17年6年度	月和り千反
救急車受入件数	府中市民病院	570	570	570	570	570
(年度、件)	府中北市民病院	232	200	200	200	200
手術件数	府中市民病院	188	178	185	192	200
(年度、件)	府中北市民病院	71	60	60	60	60
訪問診療件数	府中市民病院	229	260	263	266	270
(年度、件)	府中北市民病院	178	250	250	250	250
訪問看護件数	府中市民病院	5, 222	5, 219	5, 358	5, 498	5, 567
(年度、件)	府中北市民病院	2, 381	2, 400	2, 400	2, 400	2, 400
リハビリ件数	府中市民病院	37, 219	37, 301	40, 095	42, 890	42, 890
(年度、件)	府中北市民病院	5, 873	6,000	6,000	6,000	6,000

## (2) 医療の質に係るもの

		令和 4 年度 実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
患者満足度	府中市民病院	78	90 以上	90 以上	90 以上	90 以上
(外来、%)	府中北市民病院	_	90 以上	90 以上	90 以上	90 以上
患者満足度	府中市民病院	97	97 以上	97 以上	97 以上	97 以上
(入院、%)	府中北市民病院	_	97 以上	97 以上	97 以上	97 以上

## (3) 連携の強化等に係るもの

		令和 4 年度 実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
紹介率(%)	府中市民病院	26. 9	28. 5	29. 0	29. 5	30.0
福江至(%)	府中北市民病院	18. 0	20.0	20.0	20.0	20. 0
流知 <i>各</i> 卖(W)	府中市民病院	14. 0	17. 0	18. 0	19.0	20.0
逆紹介率(%)	府中北市民病院	8.0	15.0	15. 0	15. 0	15. 0

## (4) 保健事業に係るもの

		令和4年度	△fn c 左 由	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		実績	令和6年度	7141 千度	7140年度	77和9千度
特定健診件数	府中市民病院	1, 107	1, 400	1, 410	1, 420	1, 430
(年度、件)	府中北市民病院	298	300	300	300	300
がん検診件数	府中市民病院	625	670	675	680	685
(年度、件)	府中北市民病院	186	200	200	200	200
人間ドック件数	府中市民病院	335	349	356	363	370
(年度、件)	府中北市民病院	85	80	80	80	80
予防接種件数	府中市民病院	3, 605	3, 160	3, 160	3, 160	3, 160
(年度、件)	府中北市民病院	6, 101	1, 976	1, 976	1, 976	1, 976

<sup>※</sup>予防接種件数の令和4年度実績には新型コロナワクチン特例臨時接種を含みます。

## 第4 財務内容の改善に関する事項

## 1 経営機能の強化による自立した病院運営

公営企業型地方独立行政法人として、繰出基準に基づく市からの繰出(負担金)を 除いては企業の経済性の発揮による独立採算制を目指し、経常収支の黒字化による 財務基盤の安定化を図ります。

## (1) 経営成績に係るもの

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
経常収支比率(%)	府中市病院機構	102.9	101.7	100.8	100. 4
	府中市民病院	100. 5	100. 2	100.3	100. 2
	府中北市民病院	108. 7	105. 5	101. 9	100. 9
医業収支比率(%)	府中市病院機構	102.6	101. 4	100. 4	100.0
	府中市民病院	100.0	99. 7	99. 9	99. 7
	府中北市民病院	108. 9	105. 6	101. 9	100.8

修正医業収支比率(%)	府中市病院機構	88.9	88.0	87. 2	86. 9
	府中市民病院	93. 7	93. 6	93. 6	93. 8
	府中北市民病院	76.8	73. 2	70. 4	68. 9

※修正医業収支比率= (入院収益+外来収益+その他医業収益) ÷医業費用

医業収益から他会計負担金、運営費負担金等を除いたもの(病院での医療・介護サービス等の提供によって得た収益)を用いて算出した医業収支比率(サ高住、院内保育所を除く)。

## (2) 収入確保に係るもの

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
外来患者数	府中市民病院	283	290	292	290
(1 目、人)	府中北市民病院	139	127	119	113
入院患者数	府中市民病院	127	128	129	128
(1 日、人)	府中北市民病院	30	30	30	30

## (3) 経費節減に係るもの

各経費の対修正医業収益比率		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	府中市病院機構	73. 7	74. 5	75. 4	75. 3
給与費比率(%)	府中市民病院	71. 4	71. 0	71. 2	70. 7
	府中北市民病院	80.8	86. 1	89.8	92. 1
	府中市病院機構	11. 9	12.0	12.0	11. 9
材料費比率(%)	府中市民病院	12. 1	12. 1	12. 1	12. 1
	府中北市民病院	11. 4	11.6	11.5	11. 2
	府中市病院機構	6. 3	6. 3	6.3	6. 2
薬品費比率(%)	府中市民病院	7. 3	7. 4	7.4	7. 4
	府中北市民病院	3.4	3. 4	3. 4	3. 3
	府中市病院機構	9.8	9.8	9.9	10.0
委託費比率(%)	府中市民病院	9.8	9.6	9.6	9. 6
	府中北市民病院	10.0	10.6	11. 1	11. 3
減価償却費比率(%)	府中市病院機構	5.8	6. 2	6. 2	6. 5
	府中市民病院	3. 2	4.0	3. 9	4. 2
	府中北市民病院	13.6	13. 5	14. 1	14. 7

※府中市民病院建物は市の資産のため減価償却の対象に含まない。

## (4) 経営の安定性に係るもの

			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	常勤医師数(人)	府中市民病院	16	16	16	16
	市 到 区 叫 数 ( 八 )	府中北市民病院	3	3	4	4
-	長期借入金残高(百万	府中市民病院	696	654	624	557
	円)					
	(法人設立後)	府中北市民病院	265	284	250	202
	(法人設立前)	府中北市民病院	456	345	234	123
 合計		1, 417	1, 283	1, 108	882	

## (5) 一般会計が負担すべき経費の項目

法人には、地方公営企業型地方独立行政法人としての企業の経済性の発揮と公共の福祉の増進の両立が求められており、その経営に要する経費は独立採算性が原則とされていますが、救急医療、へき地医療、リハビリテーション医療、不採算地区医療等では、その性質上能率的な経営を行っても経営に伴う収入のみをもって充てることが困難な経費が発生します。これらの経費を含め、市の一般会計が負担する経費について、総務省が示す地方公営企業繰出金の基本的考え方を参考に、市と調整します。

対象経費	府中市民病院	府中北市民病院
病院の建設改良に要する経費	0	0
へき地医療の確保に要する経費	0	_
不採算地区病院の運営に要する経費	_	0
感染症医療に要する経費	0	0
リハビリテーション医療に要する経費	0	0
救急医療の確保に要する経費	0	0
院内保育所の運営に要する経費	0	_
医師、看護師等の研究研修に要する経費	$\circ$	0
共済追加費用の負担に要する経費	0	0
医師の派遣を受けることに要する経費	0	0
独法移行職員の退職手当に要する経費	0	0
保健衛生行政事務に要する経費	0	0

## 2 計画的な設備投資

設備投資については、保有する設備・機器のうち、耐用年数を超過して更新しなければ診療等に支障が生じるものの更新を基本とし、主なものとしては、電子カルテを

含む医療情報システムの更新(令和6年度、府中市民病院)などがあります。

なお、設備投資や故障機器の修理にあたっては両病院とも安全な医療の提供に十分配慮したうえで、長期的な利用頻度や収益性、共同利用の可能性等、複合的な要素を十分考慮して実施することとし、整備費や維持管理費等の抑制や出来るだけ有利な財源の確保にも努めることで、中期目標期間中の長期借入金の残高が増加しないよう努めます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
投資額	府中市民病院	194	87	142	89
(百万円)	府中北市民病院	82	107	30	32
(日月円)	合計	276	194	172	121

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

1 地方独立行政法人化による病院運営改善の検証

法人は、市の直営病院と別の公的病院の経営統合と同時に設立された非公務員型の地方独立行政法人です。市が直営で事業を実施する場合に比べ、予算・財務、人事・給与などの面でより自律的・弾力的な経営が可能となりました。

人事・給与では、必要な時に必要な人材が確保できるという高い効果があります。 柔軟な勤務制度としての医師を対象とした短時間正職員制度の導入は、医師の招へいに有効なものとなっています。また、福祉職給料表や限定正職員制度の導入により、事業に必要な人材の安定的な確保ができています。さらに、市からの派遣職員も、法人設立時は9名でしたが、法人外の人材を事務長、医事課長に招へいするなどし、法人設立から12年目になる令和5年度は0人となり、実質的な自律性の確保ができています。

予算・財務では、弾力的な経営が可能となり、年度中途での医療機能を高めるための投資、新たな訪問介護事業の開始、空き病床をサービス付き高齢者向け住宅に転換するなど、地域の需要に合わせた柔軟な予算執行ができています。特に、新興感染症の感染拡大時等においては、公的病院として積極的にその役割を果たすための迅速な予算執行は大きな効果を発揮しているので、現状の地方独立行政法人による運営形態を継続するよう努力します。

また、第4期中期計画期間においては経営形態の利点を最大限に活用して、医業収益増加と費用削減に向けた取組により病院運営改善に係る目標を達成すべく、市と連携して法人の経営改善に取り組みます。

## 2 その他の事項に係る数値目標の設定

(1) 債務超過の解消

債務超過額は、令和4年度決算では約8,700万円、令和5年度決算ではさらに増加する見込みのため、第4期中期計画の期間中には、債務超過を解消します。

(単位:百万円)

	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末
債務超過額	△77	△249	△346	△415

<sup>※</sup>債務超過額の正数は債務超過、△数値は債務超過の解消を意味します。

## 第6 予算、収支計画及び資金計画(令和6年度~令和9年度) 1 予算

(単位:百万円)

			(	白力円)
区分	令和6	令和 7	令和8	令和 9
	年度	年度	年度	年度
収入				
営業収益	3, 927	3, 915	3, 891	3, 887
医業収益	3, 442	3, 436	3, 415	3, 398
運営費負担金	472	466	463	476
補助金	13	13	13	13
営業外収益	45	43	42	41
運営費負担金	8	6	5	3
その他医業外収益	37	37	37	38
資本収入	277	195	172	121
長期借入金	180	127	112	79
その他資本収入	97	68	60	42
その他の収入	0	0	0	0
計	4, 249	4, 153	4, 105	4, 049
支出				
営業費用	3, 604	3, 596	3, 641	3, 637
医業費用	3, 600	3, 592	3, 637	3, 633
給与費	2, 482	2, 473	2, 521	2, 522
材料費	408	409	406	402
経費	710	710	710	709
一般管理費	4	4	4	4
営業外費用	32	30	28	26
資本支出	565	455	459	425
建設改良費	276	194	172	121

長期借入金返還金	289	261	287	304
その他の支出	0	0	0	0
計	4, 201	4, 081	4, 128	4, 088

# 2 収支計画

(単位:百万円)

区分	令和6	令和7	令和8	令和9
	年度	年度	年度	年度
収益の部				
営業収益	3, 964	3, 952	3, 925	3,900
医業収益	3, 479	3, 473	3, 449	3, 410
運営費負担金	472	466	463	477
補助金	13	13	13	13
営業外収益	45	44	42	41
運営費負担金	8	6	5	3
その他医業外収益	37	38	37	38
支出の部				
営業費用	3, 865	3, 899	3, 909	3, 901
医業費用	3, 861	3, 895	3, 905	3, 897
給与費	2, 521	2, 542	2, 556	2, 542
材料費	408	409	406	402
経費	729	727	729	729
減価償却費	203	217	214	224
資産減耗費	0	0	0	0
一般管理費	4	4	4	4
営業外費用	32	30	28	26
臨時損失	0	0	0	0
純利益 (▲純損失)	112	67	30	14
目的積立金取崩額	0	0	0	0
総利益(▲総損失)	112	67	30	14

# 3 資金計画

(単位:百万円)

区分	令和6	令和 7	令和8	令和 9
	年度	年度	年度	年度

資金収入				
業務活動による収入	4, 069	4, 027	3, 993	3, 971
診療業務による収入	3, 420	3, 413	3, 392	3, 376
運営費負担金、補助金による収入	492	485	481	493
その他業務活動による収入	157	129	120	102
投資活動による収入	0	0	0	0
その他投資活動による収入	0	0	0	0
財務活動による収入	180	126	112	78
長期借入による収入	180	126	112	78
その他財務活動による収入	0	0	0	0
前年度からの繰越金	30	78	150	128
資金支出				
業務活動による支出	3, 636	3, 626	3, 669	3, 663
給与費支出	2, 482	2, 473	2, 521	2, 522
材料費支出	408	409	406	402
その他業務活動による支出	746	744	742	739
投資活動による支出	276	194	172	121
有形固定資産の取得による支出	276	194	172	121
その他投資活動による支出	0	0	0	0
財務活動による支出	289	261	286	304
長期借入金の返済による支出	289	261	286	304
移行前地方債償還債務の償還による支出	0	0	0	0
次年度への繰越金	78	150	128	89

## 第7 短期借入金の限度額

- (1) 限度額 300百万円
- (2) 想定される短期借入金の発生事由

ア 賞与の支給等による一時的な資金不足への対応

イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画なし

## 第9 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、教育・

研修体制の充実、将来の資金需要に対応するための預金等に充てます。

## 第10 料金に関する事項

#### 1 料金

病院の診療料金及びその他の諸料金は次に定める額とします。

- (1) 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号)、高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 57 年法律第 80 号)、介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号)、その他 の法令等により算定した額
- (2) 前号の規定にない料金
  - ア 労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)による診療については、 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成 6 年厚生省 告示第 54 号)に定める点数に1点単価 11 円 50 銭の額を乗じて得た額
  - イ 自動車損害賠償保障法(昭和 30 年法律第 97 号) による診療については、 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法に定める点数に1 点単価 15 円の額を乗じて得た額
- (3) 前2号以外のものについては、別に理事長が定める額

#### 2 料金の減免

理事長は、特に必要があると認める場合は、料金の全部又は一部を減免することが できることとします。

第11 地方独立行政法人府中市病院機構の業務運営等に関する規則で定める業務運営 に関する事項

1 施設及び設備に関する計画(令和6年度~令和9年度)

(単位:百万円)

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、医療機器等整備	763	府中市長期借入金等

#### 2 人事に関する計画

(1) 適切な職員配置

府中地域に必要な医療を安定して提供するため、両病院の役割に応じた適切な職 員配置を行います。

(2) 人事・給与制度の構築

職員が法人の目標と自分の役割を認識し、やりがいを持って働ける人事評価制度を検討します。

(3) 就労環境の整備

職員の就労環境の向上を図るとともに、各種のハラスメントの防止など職員が働きやすい職場づくりに取り組みます。

## 3 中期目標の期間を超える債務負担

## (1) 移行前地方債償還債務

(単位:百万円)

	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	441	123	564

## (2) 長期借入金償還債務

(単位:百万円)

	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
長期借入金償還債務	699	759	1, 458

4 積立金の処分に関する計画なし